

重症急性呼吸器症候群を検査法第三十四条の感
染症の種類として指定する等の政令をここに公布
する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百五号
重症急性呼吸器症候群を検査法第三十四条
の感染症の種類として指定する等の政令
内閣は、検査法(昭和二十六年法律第二百一十号)
第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。
(重症急性呼吸器症候群の指定)

第一条 重症急性呼吸器症候群(病原体がSAR
Sコロナウイルスであるものに限る。次条第一
項(同項の表を除く。)において単に「重症急性
呼吸器症候群」という。)を検査法(以下「法」
という。)第三十四条の感染症の種類として指定
する。

(法の準用)

第二条 重症急性呼吸器症候群については、法第
二章及び第四章(法第三十四条から第四十条ま
でを除く。)の規定を準用する。この場合におい
て、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
る字句に読み替えるものとする。

第十五条第一項	重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。以下「重症急性呼吸器症候群」という。)	重症急性呼吸器症候群
第二条第一号	重症急性呼吸器症候群	重症急性呼吸器症候群
同号に掲げる感染症	重症急性呼吸器症候群	重症急性呼吸器症候群
コレラ	重症急性呼吸器症候群	重症急性呼吸器症候群
第二条第一号に掲げる感染症のうち、トシを起すに要する期間が五週間を超えない期間を以て、その潜伏期間を定め	二百四十時間	二百四十時間

2 前項の規定により法の規定が準用される場合
においては、それらの規定に基づく政令の規定
を準用するものとする。

(事務の区分)

第三条 前条第一項において準用する法第二十二
条第二項から第五項まで並びに第二十三条第二
項から第五項まで(同条第六項においてこれら
の規定を準用する場合を含む。)及び第七項の規
定により都道府県、保健所を設置する市又は特
別区が処理することとされている事務は、地方
自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条
第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と
する。

2 前条第一項において準用する法第二十二
条第七項の規定により市町村が処理することとされ
ている事務は、地方自治法第二十九条第九項第一号
に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から起算して十日
を経過した日から施行する。

(この政令の失効)

第二条 この政令は、施行の日から起算して一年
を経過した日に、その効力を失う。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第
十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

重症急性呼吸器症候群を検査法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令(平成十五年政令第三百五号)	一 第二条第一項において準用する法第二十二條第二項から第五項まで並びに第二十三條第二項から第五項まで(同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)及び第七項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務
	二 第二条第一項において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

総務大臣 片山虎之助
厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎